

市役所からのお知らせ

住宅用エコエネルギー 導入促進事業を実施します

市では、地球温暖化対策として住宅用太陽光発電システムなどを設置しようとする人を対象に補助金を交付しています。

●対象システムおよび補助金の額
▽住宅用太陽光発電（太陽光発電システム） 1キロワット当たり2万5千円（最高10万円）
▽民生用燃料電池（エネファーム） 一律10万円

●補助対象者
次の全ての要件を満たす市民。
▽住んでいる自宅や、住もうとしている住宅（店舗などの併用住宅を含む）にシステムを設置しようとする人
▽市内事業者（市内の事業所、市内に住所がある個人事業主）と工事請負契約を締結して設置する人
▽同じ住宅への対象システムの設置において補助金交付を受けていない人
▽住宅用太陽光発電については、電力会社と電力需給契約を締結して設置する人

●注意事項
▽世帯全員の市税を滞納していない人
▽暴力団員などと密接な関係を有しない人
▽工事着工前の事前申請であること。
▽実績報告書を2月末日までに提出すること。
●問い合わせ先 環境課

生垣推進協力補助金を交付します

生垣を新たに設置する人に、補助金を交付しています。
●対象 市内に住宅用地を所有し、新たに生垣を設置する人
●対象となる生垣 生垣の長さ3メートル以上（1メートルにつき2本以上列植、樹木の高さ1メートル以上）

●注意事項
▽3メートル以上4メートル未満・2万円
▽4メートル以上、3メートルから1メートル増すごとに2千円を加算（上限5万円）
●注意事項
▽申請前に生垣を設置した場合は交付対象になりません。
▽過去に交付を受けた人や生垣のやり直し、補修などは交付対象になりません。
▽予算の範囲での交付となります。
▽補助金の交付を受けた場合は、適正な管理などの遵守事項があります。
▽生垣設置後、職員が確認し補助金の額を確定します。
交付には諸条件がありますので、まずは都市計画課にご相談ください。詳細、申請様式は、ホームページに掲載しています。
●問い合わせ先 都市計画課

※生垣の設置場所などには基準があります。詳しくは問い合わせください。

●生垣の長さ・補助金額

●注意事項
▽申請前に生垣を設置した場合は交付対象になりません。
▽過去に交付を受けた人や生垣のやり直し、補修などは交付対象になりません。
▽予算の範囲での交付となります。
▽補助金の交付を受けた場合は、適正な管理などの遵守事項があります。
▽生垣設置後、職員が確認し補助金の額を確定します。
交付には諸条件がありますので、まずは都市計画課にご相談ください。詳細、申請様式は、ホームページに掲載しています。
●問い合わせ先 都市計画課

副市長に平嶋義伸氏が就任



新副市長 平嶋 義伸氏

前任の藤木 正文氏の任期満了に伴い、2月25日の市議会本会議で「副市長の選任」の件が同意され、平嶋 義伸氏が4月1日付けで副市長に就任しました。任期は4年です。

●略歴

昭和28年 3月10日生まれ
昭和46年 筑紫野町採用
平成25年 筑紫野市退職、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合事務局長就任

●新副市長からの一言

4月1日から筑紫野市の副市長という重責を担うことになりました。微力ではございますが、「みんなで作る 自然と街との共生都市 ちくしの」を目指し、市政の発展と地方自治の振興に専心努力いたします所存です。ご支援をよろしくお願いいたします。

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

●事例紹介



施工前



施工後

ブロック塀等撤去費補助
金制度を行っています

地震によるブロック塀などの倒壊による被害防止や、避難経路の確保を目的に、道路に面する危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助する制度を行っています。

●対象

地震により倒壊する危険性があると判定された道路に面するブロック塀などを全部または一部撤去する工事

●対象となる塀（次の全てに該当）

- ▽ブロック塀、石塀、レンガ塀など
- ▽道路に面している（隣地との境界にあるものは補助対象外）

▽道路からの高さが1メートル以上

▽診断により危険であると判定されたもの

●補助金額

撤去延長（メートル）×5千円も

しくは撤去費用の2分の1のどちらか低い方の額（上限10万9千円）

●注意事項

▽申請前に工事を行った場合は交付対象になりません。

▽過去に交付を受けている、他の制度の補助を受けている場合は対象になりません。

▽予算の範囲での交付となります。交付には諸条件がありますので、まずは都市計画課にご相談ください。詳細、申請様式は、市ホームページに掲載しています。

▽問い合わせ先 都市計画課

●問い合わせ先 都市計画課

スポーツ大会出場に必要な費用を助成します

●助成対象大会

① 次のいずれかの団体が主催、共催、後援し、市教育委員会が認める全国規模の大会

▽国、地方公共団体（市教育委員会を含む）

▽日本スポーツ協会（関係団体を含む）

▽日本身体障害者団体連合会（関係団体を含む）

▽学校体育連盟など（学校教育の環境として開催する大会）

② 日本の法人などが加盟する国際的な連盟が主催し、教育委員会が認める国際大会で、①の大会を経て出場権を得た大会

●助成対象者

▽個人 地区大会などを経て助成対象大会に出場する監督・コーチ・選手などで、市内に住所を有する人

▽団体 地区大会などを経て助成対象大会に出場し、次のいずれかに該当する団体

・市教育委員会に登録した市内公共体育施設を利用する団体

・筑紫野市体育協会に加盟する団体

●助成額 1人あたり2万円（団体の場合、上限20万円）

●必要書類

▽筑紫野市体育奨励助成金交付申請書

▽出場する大会の開催要項

▽出場登録名簿

▽県大会、地区大会の結果

▽全国大会の結果（国際大会に出場する場合）

●申し込み・問い合わせ先 文化・スポーツ振興課 スポーツ振興担当（生涯学習センター内） ☎（925）4802

井戸水の排出量を認定しています

公共下水道、農業集落排水処理施設に排出される井戸水を使用している家庭では、汚水排出量を認定し使用料を計算しています。認定される汚水排出量は次のとおりです。

●井戸水のみ使用の場合

世帯人数	汚水排出量(1カ月)	汚水排出量(2カ月)
1人	9立方メートル	18立方メートル
2人以上	18立方メートル	36立方メートル

●水道水と井戸水を併用している場合

世帯人数	汚水排出量(1カ月)	汚水排出量(2カ月)
1人	水道使用量 +5立方メートル	水道使用量 +10立方メートル
2人以上	水道使用量 +9立方メートル	水道使用量 +18立方メートル

単身世帯であれば申請により、申請後の請求分から汚水排出量を減量認定します。また、今まで単身世帯だった人が2人以上の世帯になった場合も速やかに届け出てください。

●単身減免申請に必要なもの

- ▽汚水排出量減量認定申請書(上下水道料金総務課窓口にあります)
- ▽世帯全員分の住民票の写し
- 問い合わせ先 上下水道料金総務課 課料金担当

令和2年度 厚生労働省慰霊巡拝

先の大戦における戦没者の方々に追悼し、平和を祈念するため、厚生労働省主催の慰霊巡拝が実施されます。

●巡拝地域・時期・人員(予定)

- 【旧ソ連】
 - ▽沿海地方 10月6日(火)～10月10日(土) 15人
- 【中国】
 - ▽中国東北地方(旧満州地区全域) 9月2日(水)～9月11日(金) 15人
- 【南方】
 - ▽インドネシア 9月2日(水)～9月11日(金) 15人
 - ▽東部ニューギニア 9月12日(土)～

9月19日(土) 20人

▽ビスマーク諸島 10月10日(土)～10月17日(土) 10人

▽トラック諸島 10月23日(金)～10月28日(水) 15人

▽ミャンマー 11月12日(木)～11月20日(金) 15人

▽フィリピン 令和3年2月19日(金)～2月26日(金) 70人

▽硫黄島(第1次) 11月中旬(2日間) 100人

▽硫黄島(第2次) 令和3年2月中旬(2日間) 100人

※予定時期・人員は変更になる場合があります。

●対象 配偶者(再婚した人を除く)、父母、子、兄弟姉妹、孫、甥姪、参加する遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者

●問い合わせ先

▽生活福祉課 地域福祉担当

☎(923)1111

▽県保護・援護課

☎(643)3301

浄化槽設置費用の一部を補助します

生活排水(台所、洗濯機、風呂場などから排出される水)による水質汚濁を防止するため、浄化槽設置費用の一部を予算の範囲内で補助します。

●補助対象

専用住宅にて使用している、単独処理浄化槽もしくは、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ切り替えようとする人。

ただし、次の区域への設置を除きます。

▽公共下水道の認可区域

▽地域し尿処理施設の処理区域

▽大型合併処理浄化槽の処理区域

▽農業集落排水施設処理区域

●補助限度額

▽5人槽 33万2千円

▽7人槽 41万4千円

▽10人槽 54万8千円

●申請期間 4月1日(水)～12月28日(月)

●設置や維持管理に関する問い合わせ先 筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課 ☎(513)5611

●補助金申請に関する問い合わせ先 環境課 ☎(923)1111

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
 ■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

光化学オキシダントやPM2.5に注意を

●光化学オキシダント

工場の煙や自動車の排気ガスに含まれる物質が、紫外線により、化学反応を起こすことでできる有害な物質のことです。

▽体への影響

光化学オキシダントの濃度が高くなると、目の痛み、のどの痛み、せき、頭痛、吐き気などの症状が出る場合があります。

●微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する非常に小さな物質の粒のことです。その成分には、地域や季節、気象条件などにより、さまざまなものが含まれます。

▽体への影響

粒の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎などへの影響のほか、循環器系への影響や肺がんのリスクの上昇も懸念されています。

●気をつけること

光化学オキシダント注意報や、微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起などが発令されたときは、次のことなどを心がけましょう。

①屋外での激しい運動を控える

- ② 不要な外出を控える
- ③ 屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする
- ④ 自動車の使用をできるだけ控える
- ⑤ 目やのどに刺激を感じた場合は、洗眼やうがいを行う
- ⑥ 症状に応じて医療機関の診断を受ける

●現在の大気状況

福岡県ホームページの「福岡県の大気環境状況」から、光化学オキシダントやPM2.5などの速報値を確認することができます。



●注意報などの発令情報

注意報や、注意喚起などについての情報は「防災メール・まもるくん」で、すぐに受け取ることができます。パソコン・スマートフォンから登録する場合

「防災メール・まもるくん」のホームページ (<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/manorukun/>) にアクセスし、メールアドレスを登録してください。



▽携帯電話から登録する場合

福岡県携帯用ホームページにアクセスし、コンテンツ「防災メー



ルまもるくん」から登録してください。
 ● 問い合わせ先 環境課

筑紫野市同和教育研究会 市民会員を募集します

市では、人権尊重のまちづくりの推進に向けた具体的な取り組みを進めています。

筑紫野市同和教育研究会では、人権・同和教育の充実や、参加しやすい学習会の提供など「お互いの人権を尊重しあう明るいまちづくり」に向けた取り組みを推進しています。市民の皆さんと共に活動を進めていくために市民会員を募集します。

●会費 1千円

※会員の申し込みは、随時受け付けています。

●申し込み・問い合わせ先 教育政策課 人権・同和教育担当

行事などの開催情報は ホームページの確認を

感染拡大を防止するため、市が主催する行事の多くを中止しています。「広報ちくしの」に掲載している行事についても、中止になる場合があります。中止になった場合は市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

●新型コロナウイルス感染症の影響による中止・延期イベント一覧(トップページ「新型コロナウイルス感染症最新情報」から確認できます)



生きものの子どもを 拾わないでください

私たちの身の回りには、数多くの生きものたちがいます。庭の木に巣をつくったり、軒下で子どもを産んだりして、家屋の近くで子育てをすることもあります。

時には巣から落ちてしまうことや、親とはぐれてしまうこと、ひとり立ちの練習で試行錯誤していることもあります。

そのときに人間が手を差しのべることが生きものたちのためになりません。そのまま見守ってください。人間が手助けしてしまうと元の生活に戻ることがとても難しくなります。

昔からずっと続いている生態系（生きものたちのつながり）の中で生まれた命は、その環境の中で生きるための生命力を持っています。

もちろん、結果として、死んでしまうこともあります。かわいそうに思えるかもしれませんが、他の生きものが食べて栄養にすることで、生きるための支えになります。そういったつながりこそが、生命がめぐりつづける自然の営みです。

生きものたちの生命とそのつなが

りを大切にするためにご協力をお願いします。

● 問い合わせ先 環境課

クールビズを実施します

市では、地球温暖化防止と省エネルギーのため、クールビズに取り組みます。

クールビズとは、室内の温度が28℃になるように外気温や建物の状況などを考慮しながら冷やし過ぎない室温管理をする、職員の服装をノーネクタイ・ノージャケットなどの軽装にして体感温度を下げるなどの取り組みです。

家庭でできる取り組みとしては、エアコンの設定温度を調節するほか、一部屋に家族が集まり、エアコン稼働数を減らす、扇風機を使い空気を循環させるなどの方法があります。皆さんのご協力をお願いします。

- 期間 5月1日(金)～10月31日(土)
- 問い合わせ先 環境課

二日市温泉 藤まつり

日時 4月29日(水・祝)、10時～16時(雨天決行)

場所 天拝山・天拝公園・武蔵寺など

■会場付近は駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください。

● 問い合わせ先

▽「二日市温泉藤まつり」実行委員会事務局(筑紫野市観光協会内) ☎(922)2421

▽筑紫野市商工会 ☎(922)2361

● 当日の問い合わせ先 筑紫野市役所 ☎(923)1111

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今号の「広報ちくしの」が配布される時点では中止が決定している場合があります。開催の有無についてはホームページで確認をお願いします。